

国保だより

令和5年9月1日発行

令和5年 第4号

保険医療助成課

☎ 229-3160 FAX 229-5001

10月1日から国民健康保険被保険者証が変わります

現在使っている国民健康保険被保険者証(以下、保険証という)の有効期限は、9月30日です。10月1日からの新しい保険証は、9月中旬に世帯主宛てに簡易書留郵便で郵送します。被保険者が4人以上の場合は、複数の封筒で送付します。旧保険証は、10月1日以降に各自で処分してください。

なお、10月2日以降で1年以内に75歳到達によ

り後期高齢者医療制度の被保険者となる人は、有効期限が9月30日ではない場合があります。その場合は有効期限までに後期高齢者医療被保険者証が届きます。

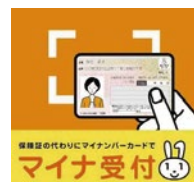


マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みはお済みですか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナポータルでの申し込みが必要です。スマートフォンやICカードリーダー付きパソコンを使うか、セブン銀行のATMから申し込むことができます。一度利用申し込みをすると、健康保険の更新・変更をしても再度申し込む必要はありません。ただし、保険者や世帯主の変更などがあつた時は、

これまでどおり保険者(津市)への届け出が必要です。

対応している医療機関・薬局には、「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼られています。利用申し込みが済んでいても、未対応の医療機関などでは引き続き保険証等が必要です。



令和6年秋以降は、保険証とマイナンバーカードが一体化されます

令和6年秋に予定される保険証の廃止後、医療機関等で診療を受けようとするときは、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることが基本となります。ただし、経過措置により、その時点でお手元にある有効な保険証は、廃止日から最長1年間(保険証の有効期限が先に到来する場合はその有効期限まで)使用することができます。

また、オンライン資格確認を受けることができな

い状況にある人が診療を受けられるよう、加入している健康保険の保険者に申請することで、被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償で交付されます。「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で診療を受けることができます。

詳しくは、国のマイナンバーカード総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)にお問い合わせください。

こんなときは手続きが必要です

次のような場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所(アストプラザオフィス、久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口、久居アルスプラザ内市民サービスコーナーを除く)で手続きをしてください。

▶職場の健康保険に加入したとき(被扶養者も同様)

国民健康保険資格喪失手続きに必要なもの

- 健康保険の保険証(対象者全員分)
- 津市国民健康保険の保険証(対象者全員分)
- マイナンバーカード、またはマイナンバーが分かるものと本人確認できるもの

▶保険証を破損や紛失したとき

再交付に必要なもの マイナンバーカード、またはマイナンバーが分かるものと本人確認できるもの

▶交通事故などで国民健康保険を使うとき

第三者の行為によるけがの治療に国民健康保険を使う場合は、保険者(津市)が加害者に代わって一時的に医療費を支払い、後で加害者へ請求することになりますので、必ず届け出を行ってください。

自損事故の場合でも届け出が必要です。ただし、飲酒運転や無免許運転など悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。